

令和4年 第9回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和4年7月13日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和4年 第9回 教育委員会会議 議事

○請 願

請願第3号 生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願について
..... P 3/22

○報 告

旧笹川西小学校の校舎解体工事について..... P 9/22
令和4年6月定例会議の報告について..... P10/22

○協 議

幼児教育センターについて..... P16/22

請願第3号

生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願について

四日市市教育委員会会議規則第7条第2項に基づき、標記の請願を付議する。

令和4年7月13日提出

四日市市教育長 廣瀬 琢也

2022年5月16日

教育長 様

請願者

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願書の提出について

新緑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より三重県の教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、日本国憲法第16条および請願法に基づき、表題で示した事柄について、貴教育委員会に請願をさせていただきます。別紙請願書についてご審議していただくとともに、善処していただけたら幸いです。

提出者

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)



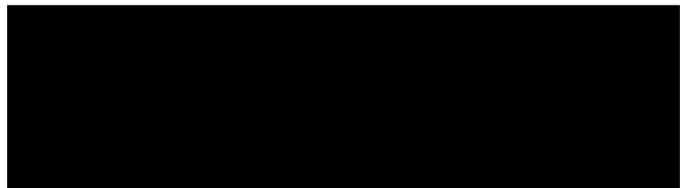
【お願い】

請願書には当組合の事務所の住所が記載されています。事務所に当組合役員が常駐していないことから、本請願についての直接的な連絡等は、以下に示す大原自宅までお願いいたします。

(※個人情報であるため、公文書開示の際には〈非公開〉としていただくよう、お願い申し上げます)

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子



2022年5月16日

教育長 様

生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

1 請願の要旨

貴教育委員会管内の学校に在籍する生徒に対して、部活動への入部の強制がないように、各学校長に確認を行うことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

現行の中学校学習指導要領では、部活動は「教育課程外の学校教育活動」であり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであるとされています。学習指導要領は法的拘束力を有するものであることから、部活動の意義や地域等からの要請が大きなものであったとしても、生徒たちを部活動に強制的に入部させていいことにはなりません。

地方公務員法第32条において、職員には職務遂行に当たって、法令、条例などに従う義務が定められており、職員たる学校長が学習指導要領の規定に反した部活動強制入部を行うことは許されません。また、地方自治法第2条第16項では「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と定められていることから、教育委員会は管内の学校での違法な運営について、是正するように指導すべき立場にあるといえます。

今年3月11日の三重県教育委員会定例会では、当組合が提出した「生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願書」が審議され、採択されました。その結果、県立高校において任意入部を徹底することについて、木平芳定三重県教育委員会教育長が意向を示しました。こうした是正の動きが三重県内でも起こっており、また、今年3月9日には日本中学校体育連盟（中体連）が地域スポーツ団体等の中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを発表しています。強制入部があれば生徒が不利益を受けることにも繋がりがねません。このように、部活動の強制入部にはこれまで以上に問題があると考えます。そこで、部活動への強制入部が確実に行われないようにしていくことが必要だと考えます。

以上の理由から、現在、部活動の強制入部を行っている・いないに関わらず、部活動への強制入部がないように、教育委員会として各学校長に確認を行うことを求めます。

*参考までに、当組合が今年3月に各市町教育委員会に送付した「生徒の部活動への参加のあり方に関する質問状」に対する三重県内各市町教育委員会の回答を同封いたします。

「生徒の部活動への参加のあり方に関する質問状」に対する市町教育委員会の回答

(1) 「任意入部」であると回答した教育委員会

市教委、伊賀市教委、大台町教委、尾鷲市教委、亀山市教委、川越町教委、紀宝町教委、紀北町教委、木曾岬町教委、桑名市教委、玉城町教委、大紀町教委、多気町教委、津市教委、東員町教委、名張市教委、御浜町教委、明和町教委、度会町教委

いなべ

(2) 「強制入部」であると回答した教育委員会

南伊勢町教委

(3) 上記以外の教育委員会による文書回答（強制入部の学校が含まれているなど）

●朝日町教委

部活動は、「教育課程外」の活動で、法令上、学校が設置、運営する義務とはされていません。そのため、本教育委員会では、所管の中学校に対して部活動に全員が所属することを求めているわけではありませんが、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことから、本町の中学校においては、原則全員部活動制として学校の教育活動の一環として位置づけ、計画、実施されています。

しかし、学校に設置されている部活動に入部を強いるものではなく、学校の部活動に所属せず、学校で部活動として設置されている競技等以外の活動、例えば体操やバトン、水泳などの運動や、書道や英会話など、本人が自主的に行う学校外の活動を、部活動と同様のものとして認めています（学校に設置している競技等であっても、地域のスポーツ団体等の活動でその競技を行うことも可）。

教育委員会においては、今後の部活動地域移行化を含めた県の動向等も考慮し、全員部活動制について、次年度以降、近隣市町とも歩調を合わせるよう検討を進めていきます。

●菰野町教委

所管の中学校は2校とも「部活動全員加入制」を採用しています。ただし、校内の設置部活動に必ず入部させるというのではなく、地域の運動クラブや習い事などで活動を行っている場合には「校外活動部」等の扱いとなります。なお、「校外活動部」等は、年度初めに部活動単位で集会等を行うため、その取組が教育課程に位置付けられるよう生徒の所属先が必要となることから存在します。

また、所管の中学校が部活動地域移行のモデル校となっていることもあるので、今後の部活動の在り方について近隣市町と検討する必要性を感じています。

●四日市市教委

四日市市の中学校においては、個人での活動がある場合には、校外活動部などとし、とくに特定の部活動に所属せずに、活動を認めています。

現在、四日市市におきましては、「教員の働き方改革を踏まえた学校部活動の地域移行」として、休日の部活動の地域移行を中心に、教員の働き方や部活動ガイドラインの改定など、学校部活動の在り方全般について、市独自の部活動在り方検討会を設け、検討しています。

●鈴鹿市教委

(1) 全員入部制 2校

(2) 基本的には全員入部制であるが、地域でスポーツや文化活動を行っている生徒は入部しなくてもよい 3校

(3) 1年生のみ全員入部制であるが、地域でスポーツや文化活動を行っている生徒は入部しなくてもよい 3校

(4) 任意 2校

教育委員会から、参加のあり方について指示は出していない。各中学校が判断している。任意ではない(1)(2)(3)の中学校においても、基本的には以上の指導を行うが、それぞれの生徒の実態等を考慮して判断している。

●松阪市教委

任意入部としていない学校は、市内11校中3校あるが、うち1校は令和4年度に変更を予定しており、他2校についても任意入部への変更に向けて協議中である。

●伊勢市教委

伊勢市は10校中3校が全員部活動制となっています。3校につきましては、スポーツや文化等に親しむことなどを目的として、原則全員部活動制としております。保護者には、入学説明会等で説明を行い、了解を得て入部していただいております。しかし各校とも、部活動改革が進む中、入部方法を含め、部活動のあり方について検討しているところです。

●志摩市教委

・志摩市内中学校6校中5校が任意入部制である。

・1校においては、以下の理由をもとに、全員部活制をとっているが、任意部活制に移行する方向で現在進めている。

(これまでの全員部活制の理由)

*運動面・文化活動面ともに中学生が参加できる諸団体運営の競技が少ない。

*保護者の一部からは、全員部活制への要望がある。

*部活動をしっかり充実させてほしいという保護者からの声が多くある一方、全員部活制を否定するような声はこれまでにない。

●熊野市教委

・部活動への入部については、各校で生徒の希望や保護者の思いを踏まえ独自の方針を定めている。

・全員加入制の学校であっても、活動内容・活動回数の幅を持たせた複数の部活動を設置しており、生徒の意向に沿えるものになっている。

・放課後や休日における、生徒にとっての有意義な学び・活動の場とするため。

本市における中学校部活動への加入について

1 部活動の位置づけと意義について

学校の教育活動は、学習指導要領に示された「教育課程」と呼ばれる内容と学校が計画する「教育課程外」の内容で構成されています。

部活動の位置づけは教育課程外とされていますが、学校の教育活動の一環として教育課程との関連が図られるよう、「中学校学習指導要領」の総則に示されています。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

<中学校学習指導要領 第1章 総則第5の1ウ（抜粋）> 【平成29年3月告示】

2 本市中学校部活動の加入状況

《令和4年度本市の中学校部活動の加入状況》 (全22校 7,542人)

	運動部	文化部	校外活動部、 設置外活動 など	非加入者 数	計
部活動数	205部	60部	—	—	265部
人数	5,304人	1,682人	499人	57人	7,542人
割合	70.3%	22.3%	7.4%		—
中学校部活動 加入者数・割合	6,986人・92.6%		—	—	—

(令和4年5月末現在)

3 本市の現状及び今後の方向性

本市中学校においては、加入を原則としつつ、個人での活動がある場合には、校外活動部などとし、とくに特定の部活動に所属せずに、活動を行うことが可能となっています。そのため、今後、中体連が地域のスポーツ団体での参加を承認しても、生徒が不利益を被ることはありません。

さらに、本市においては、令和2年度より、部活動在り方検討会において、今後、部活動の地域移行に向け、子どもたちがさまざまな機会、スポーツや文化、科学等に親しむ機会を確保するため、地域の受け皿の確保を含めた部活動全体の在り方を検討しています。今後も、部活動の在り方全体を検討する中で、部活動加入の在り方も含め、さらに検討を重ねてまいります。

旧笹川西小学校の校舎解体工事に対する住民訴訟について

1 これまでの経過

- 令和4年 3月22日(火) 住民監査請求の提出
- 令和4年 4月22日(金) 監査実施
- 令和4年 5月 9日(月) 監査実施(再)
- 令和4年 5月13日(金) 監査請求に対して、一部棄却、一部却下を通知
- 令和4年 6月10日(金) 津地方裁判所に住民訴訟提起
- 令和4年 6月23日(木) 市に訴状送達(6月24日(金)受理)

2 請求の要旨

- ① 被告は、旧笹川西小学校の解体工事を執行してはならない。
- ② 被告は、上記旧笹川西小学校の解体工事にかかる工事代金(令和3年7月30日に支出された金1億2815万円を除く。)を支出してはならない。
- ③ 被告は、森智広に対し、金1億2815万円及びこれに対する令和3年7月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。
- ④ 訴訟費用は被告の負担とする。

(理由)

市長部局において、旧笹川西小学校の校舎解体の意思決定過程に、重大な手続き上の瑕疵があり、本件の工事は違法である。

3 今後の訴訟スケジュール

- 答弁書提出期限 令和4年 8月25日(木)
- 第1回口頭弁論 令和4年 9月 8日(木)

令和4年6月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
<p>諸岡 覚 (新風創志会)</p>	<p>○教員の不祥事について ①教職員の不祥事(体罰・セクハラ)に係る児童生徒への実態調査を年間3回実施してはどうか。 ②学校ではない、相談窓口をインターネット上で設置してはどうか。 ③保護者が安心して子どもを通学させられるよう、四日市市教育委員会が「不祥事ゼロ宣言」を実施してはどうか。</p>	<p>(教育長) ①児童生徒用のタブレットを活用した調査の導入を現在検討している。設問については、児童生徒が被害をより伝えやすくなるよう検討する。 ②匿名で相談できるSNS相談アプリ「STANDBY」を活用し、児童生徒が安心して学校に通うためのツールとしていく。 ③昨年度までのコンプライアンス研修等の取組を増強して取り組んでいる。四日市市の学校教育に関わる一人一人が、不祥事を自分自身の問題として認識し、「不祥事ゼロ」に向け、一丸となって取り組む。</p>
<p>加納 康樹 (フューチャー 四日市)</p>	<p>○運動部活動の地域移行について ①部活動サポート事業だけでスポーツ庁の求める地域移行のスケジュールに間に合うのか。 ②運動部活動の地域移行にどのように取り組むのか。 ③地域移行後も指導を続けたいと考えている教員はどのような方法で関わるのか。 ○自分たちの町は自分たちで守るという意識醸成、地域を守る後継者育成、地域と中学校をつなげる契機とするため、市内の中学校に「防災部」を作ってはどうか。</p>	<p>(教育長) ①部活動サポート事業だけでは学校部活動の地域移行は難しい。 ②地域移行を進めるためには、総合型地域スポーツクラブと中学校の連携だけではなく、各種競技団体が中心となり、地域部活動として、子どもたちがスポーツに親しむ環境の整備をしていかなければならない。スポーツ課とともに進めていく。 ③地域移行後も指導を続けたいと考えている教員については兼職兼業の環境整備をし、活躍できる場を作っていく。 (教育長) 部活動の地域移行により、中学生が各々の興味・関心に応じて放課後の活動を選択する幅も広がると考えられ、地域活動の中に中学生が積極的に参加できる仕組みを構築することが必要だと考えている。防災部のような地域貢献活動に参画する生徒については、部活動の参加と同等の活動として認めることで、生徒が積極的に地域活動に参画できるようにしていく。</p>

令和4年6月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
土井 数馬 (市民eyes)	<p>中心市街地拠点施設設備における図書館の憂慮と期待について</p> <p>①複合的に新図書館を整備する場合、複合施設との兼ね合いによる設計の制約などから図書館の提供すべきサービスが適切に提供できなくなるのではないかと</p> <p>②新図書館においては中心市街地拠点施設整備の基本方針の4つの機能と現在の図書館の運営方針に勝る市民が誇れる『新図書館』となるよう期待してよいのか</p>	<p>(副教育長)</p> <p>①整備にあたっては政策推進部とともに近鉄グループとの協議に図書館も参画し、必要な機能やフロア構成等について協議を重ねており、図書館が担うべき機能やサービスを適切に提供できる空間づくりは出来ていると考えている。さらに、近鉄四日市駅は各交通機関の乗り換え拠点であることから今まで利用できなかった多くの利用者が見込まれる。また複合施設の一部となることで図書館以外の目的で訪れる人にも存在を知ってもらえることなどから新たな利用者層を見込むことが出来る。</p> <p>②新図書館は平成30年1月に策定された中心市街地拠点施設整備計画の3つの基本理念と基本理念を実現していくため6つの重点方針を掲げて取り組みをすすめていくこととしている。新図書館については、快適で使いやすい、気軽に立ち寄れる施設を目指すとともにさまざまなICTシステムを導入するなど十分な機能を備え、図書館を愛している方々のご期待に応えられるような市民が誇れる図書館となると考えている。</p>
伊藤 嗣也 (政友クラブ)	<p>○男性トイレへのサンタリーボックスの設置で尊厳ある社会を 病気等により尿漏れパットが必要な男性のため、尿漏れパットを入れるサンタリーボックスを市の施設の男子トイレに設置すべきではないか。</p>	<p>(副教育長)</p> <p>市立小中学校は、既に多目的トイレにサンタリーボックスを設置しており、今後は、男性用職員トイレへの設置を進める。 図書館、博物館についても、男性用トイレへの設置を進めていく。</p>

令和4年6月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
笹井 絹予 (政友クラブ)	<p>○第4次四日市市学校教育ビジョンについて</p> <p>①第4次四日市市学校教育ビジョン基本目標1「確かな学力の定着」、基本目標2「こころとからだの健全な育成」、基本目標3「よりよい未来社会の育成」の概要について。</p> <p>②キャリア教育の充実に関わって、キャリア・パスポートをどのように活用し、職場体験活動は具体的にどのような取り組みをしているのか。</p> <p>③「四日市市の公立学校における働き方改革」では具体的にどのような取り組みを行うか。</p>	<p>(教育長)</p> <p>①第4次学校教育ビジョンの概要と基本目標1～3の概要について説明。基本目標1では、「問題解決的な授業づくり(四日市モデル)」、タブレット端末の効果的な活用の取り組みを、基本目標2では、運動好きの子どもを育てるための取組を中心に説明した。</p> <p>②基本目標3の一つキャリア教育の充実については、キャリア・パスポートの活用事例、職場体験活動の具体的な取組事例を紹介するとともに、プレ社会人セミナーの取組を説明した。</p> <p>③校務支援システムの導入や学校業務アシスタントの全校配置などの取り組みで、教員の超過勤務は減少してきた。しかし、依然として多くの教職員が超過勤務をしている状況があり、今後さらなる働き方改革を進めていく必要がある。</p> <p>本年度、給食の公会計化や、小学校高学年の一部教科担任制等を進めている。また、全教職員にタブレット端末を導入し、学校業務のデジタル化を推進し、業務にかかる時間や負担感を縮減していく。</p>

令和4年6月議会(本会議)の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎一般質問

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
荻須 智之 (政友クラブ)	<p>○電子図書館はいつから</p> <p>①コロナ禍だからこそ開館を急ぐ必要性と、電子図書館を子どもたちが活用できる環境が整っているにもかかわらず先延ばしする理由は何があるのか。</p> <p>②電子図書館の可能性については、まだまだ認知されていない面も多く、新たな活用方法とその広報についてどのような施策を考えているのか。</p> <p>○大矢知新川合流地点に架ける自転車道整備について</p> <p>①朝明中学校の新通学路において、5月11日に交通事故があったが、市はどのように受け止めているか。</p> <p>②大矢知新川合流地点に架ける自転車道整備について市の見解を伺う。</p>	<p>(副教育長)</p> <p>①現在、電子図書館導入に向けて、近隣自治体の調査や情報収集、また提供事業者への聞き取り調査を行っている。電子図書館を継続的、発展的に実施して行くため継続的な予算確保が課題であると聞いている。適切な導入時期、電子図書館の規模、コンテンツの内容、本市の収集方針等について慎重にすすめていきたい。</p> <p>②電子図書館導入が確定したら活用方法についても様々な媒体で広報に努めていきたい。</p> <p>(教育長)</p> <p>①これまでも指摘のあった県道26号通称八風街道を通行する箇所は、安全上の課題があったため、関係各所と協議を行い、令和4年4月から八風街道を回避する新たなルートに変更した。ルート変更にあたって、安全対策工事を行うとともに、生徒の交通安全指導を行い、保護者や地域への周知を図ってきたことで、従来の通学路よりも安全性が高まったと考えている。新しい通学路における自動車と自転車の接触においては、幸い怪我には至らず、引き続き生徒への安全指導を徹底している。今後も地域や保護者、関係機関との連携を図りながら、登下校時の見守りや通学路の点検を行うなど、さらなる安全確保に努める。</p> <p>②新たな通学路は従来よりも安全性が高まったと考えている。大矢知新川に橋を架けることになったとしても、通学路を変更することで、別の場所において、新たな交通安全上の課題が生じることが想定される。現時点においては、生徒への安全指導を行い、現在の通学路の安全確保に努める。</p>

令和4年6月議会 付託議案の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等

◎工事請負契約の締結について－高花平小学校改築工事(建築工事)－

－高花平小学校改築工事(建築電気設備)－

－高花平小学校改築工事(建築機械設備)－

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
小川 政人 (政友クラブ)	○入札における総合評価方式の評価点を評価する人は誰なのか。選考基準はあるのか。	(教育施設課長) 価格評価点70点、技術評価点30点で評価。営繕工務課の職員等が携わっているが、それぞれの職員の採点については公表できない。入札業者毎の技術評価点の内訳はHPで公表されている。 大宗建築の技術評価点の合計が24.7点、久志本組は22.5点となり、その差が価格評価点での差を上回った。技術評価点で差がついたのは、工事成績、優良工事表彰、施工実績等である。
豊田 政典 (新風創志会)	○入札業者の数と入札金額についてどう受け止めているか。入札者が少なく、価格もほぼ同じで、公共工事の競争性が確保されていない。改善してもらいたい。	(教育施設課長) 建築工事は3社参加。価格点は似ているが、それぞれの企業から学校運営や地域への配慮等で技術力の提案を受け、それらが適切に評価されて業者が決まったと考えている。 建築電機設備は2社で同額でくじ引きとなった。令和4年2月議会においてもくじ引きについてご意見を頂き、調達契約課と情報共有している。 建築機械設備は1社のみ。より多くの企業が参加できるように勉強していきたい。

○採決⇒可決するものと決した

令和4年6月議会 付託議案の質問質疑に対する答弁と今後の対応策等
 ◎動産の取得について(教員用タブレット端末一式)

質問議員(会派)	質問・質疑等要旨	答弁者及び答弁要旨
日置 紀平 (政友クラブ)	<p>動産の取得について(教員用タブレット端末一式) 辞退した7者のタブレットのメーカーはどこか。 7者の会社案内を見ればどのメーカーを扱っているかわかるはず。9者の内5者同じメーカーを扱う会社にするともメーカーが会社を選んでしまう。7者が辞退するのはおかしい。</p>	<p>(教育支援課副参事) メーカーは指定しておらず、辞退なのでどのもので応礼しようとしたかは把握していない。いくつかの会社については主にどのメーカーを扱うかは把握しているが、複数メーカーを扱っている販売会社もありそこについてはどのメーカーを選択するかわからない。</p>
豊田 政典 (青雲会)	<p>動産の取得について(教員用タブレット端末一式) 辞退理由が言われるとおりならば、納期の設定に工夫の余地があったのではないか。指名競争なので、業者指名に問題があったのか。必要な部分は調達と相談し、教育委員会内の問題であるならば改善するように。</p>	<p>(教育支援課長) 教員用タブレットの不足は喫緊の課題でできるだけ早く納入する必要があった。現在あらゆる機器が品薄で納入が難しい状況であった。当初8月31日までの納期で考えていたが、その状況をみて9月30日まで納期を伸ばして入札をおこなったが、確保が確約できないという理由で7者が辞退となった。今後はさらに調査し、研究をして対応していきたい。</p>

○採決⇒可決するものと決した